

実質収支に関する調書

平成 21 年度 池田町 実質収支に関する調書

一般会計

(単位：円)

区	分	金額
1 歳	入 総 額	7,810,445,809
2 歳	出 総 額	7,434,895,353
3 歳	入 歳 出 差 引 額	375,550,456
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	32,931,500
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	32,931,500
5 実 質 収 支 額		342,618,956
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

国民健康保険特別会計

(単位：円)

区	分	金額
1 歳	入 総 額	2,176,785,790
2 歳	出 総 額	2,100,626,876
3 歳	入 歳 出 差 引 額	76,158,914
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		76,158,914
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

老人保健特別会計

(単位：円)

区	分	金額
1 歳	入 総 額	13,440,105
2 歳	出 総 額	13,234,163
3 歳	入 歳 出 差 引 額	205,942
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		205,942
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

後期高齢者医療事業特別会計

(単位：円)

区	分	金額
1 歳	入 総 額	188,274,332
2 歳	出 総 額	186,196,332
3 歳	入 歳 出 差 引 額	2,078,000
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		2,078,000
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

【実質収支に関する調書】

北部簡易水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	82,482,946
2 歳	出 総 額	77,061,267
3 歳	入 歳 出 差 引 額	5,421,679
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		5,421,679
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

南部簡易水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	67,731,697
2 歳	出 総 額	58,373,297
3 歳	入 歳 出 差 引 額	9,358,400
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		9,358,400
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

農業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	362,735,787
2 歳	出 総 額	362,735,787
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

公共下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	657,740,542
2 歳	出 総 額	627,034,392
3 歳	入 歳 出 差 引 額	30,706,150
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	30,683,350
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	30,683,350
5 実 質 収 支 額		22,800
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

温泉施設特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	253,148,991
2 歳	出 総 額	239,598,953
3 歳	入 歳 出 差 引 額	13,550,038
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実	質 収 支 額	13,550,038
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	